

保護者様

腸管出血性大腸菌感染症と診断された場合の出席停止について

腸管出血性大腸菌感染症については、学校保健安全法により出席停止扱いとなっています。

腸管出血性大腸菌感染症による出席停止期間は、欠席となりませんので、ゆっくり療養してください。

- ①医師の診断を受け、「腸管出血性大腸菌感染症」と診断される。
- ②出席停止の期間は、病状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

これに基づき学校長が出席停止を決定。

- ③この用紙のキリトリ線の右側 **腸管出血性大腸菌感染症治癒届** に記入し登校時に学校に提出する。

(保護者記入で、医療機関の証明は不要)

キリトリ線



腸管出血性大腸菌感染症治癒届

柳橋小学校

腸管出血性大腸菌感染症にかかりましたが、医師の診断により、治癒と認められましたので、次のとおり届けます。

____年 ____組 ____氏名_____

受診日： ____年 ____月 ____日

病院名： _____

(病院の証明は必要ありません。)

休んだ期間： ____月 ____日より

____月 ____日まで ____日間

* どのような症状が出ましたか?当てはまるところに記入、又は○印をつけてください。

1. 発熱 (____ . ____ °C) 2. 頭痛 3. 倦怠感

4. 咳 5. 咽頭痛 6. 下痢 7. 腹痛

8. 嘔吐 9. その他 (_____)